

報告第 1 1 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	240,240 円	令和7年7月10日午前11時30分頃、職員が公用車で我孫子市都部32番地の1地先国道356号湖北台西小入口交差点付近を走行中、赤信号のため停車していた賠償相手方の乗用車に追突し、当該乗用車のリアフレーム及びリアステップバンパーを損傷させた。	令和8年4月24日
			市 100% 相手方 0%
2	76,302 円	令和7年5月27日午前4時57分頃、消防職員が我孫子市湖北台7丁目18番地先道路において、救急要請のあった賠償相手方をストレッチャーに乗せ、移動のため持ち上げたところ、ストレッチャーの脚部が展開しない不具合が生じたため、賠償相手方を乗せたストレッチャーが転倒し、賠償相手方の左側の下顎骨関節突起を骨折させた。	令和8年4月24日
			市 100% 相手方 0%
3	44,098 円	令和8年2月12日午後6時37分頃、職員が我孫子市我孫子1858番地我孫子市役所庁舎分館前駐車場において、駐車するために公用車を後進させたところ、駐車中の賠償相手方の乗用車に接触し、当該乗用車の右側リアバンパーを損傷させた。	令和8年5月11日
			市 100% 相手方 0%

4	21,164 円	<p>令和 8 年 3 月 1 日 午前 1 0 時 4 0 分 頃、 賠 償 相 手 方 が 乗 用 車 で 我 孫 子 市 布 施 2 5 9 0 番 地 の 1 2 地 先 市 道 0 0 - 1 0 5 号 線 を 走 行 中、 対 向 車 が 来 た た め 道 路 端 に 寄 っ た と ころ、 当 該 市 道 の 中 央 の 舗 装 が 損 傷 し て い た こ と か ら、 当 該 乗 用 車 の 右 側 前 輪 が 舗 装 さ れ て い な い 部 分 に 落 下 し、 当 該 右 側 前 輪 の タ イ ヤ を 損 傷 さ せ た。</p>	<p>令和 8 年 5 月 1 2 日</p>
			<p>市                    6 5 % 相手方                3 5 %</p>